

提出書類について

児童相談所設置区、中核市、他の道府県を以下、「東京都の区域外」と呼び、それ以外の自治体を以下、「東京都の区域内」と呼びます。

※児童相談所設置区：港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区

※中核市：八王子市

1. 東京都の区域外に設置した場合

必要書類	提出先
設置届等 ※詳細は各自治体へご確認ください。	事業所（居住地）がある自治体の保育主管部署

2. 事業所（居住地）を移転した場合

①東京都の区域外から区域内へ転入した場合

必要書類	提出先
廃止届 ※詳細は各自治体へご確認ください。	移転前の自治体の保育主管部署
設置届等	東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

②東京都の区域内から区域外へ転出した場合

必要書類	提出先
廃止届	東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当
設置届等 ※詳細は各自治体へご確認ください。	移転先の自治体の保育主管部署

③東京都の区域内で転入・転出した場合

必要書類	提出先
変更届	東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当